

静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第2条第1号ア（オ）に規定する地域支え合い型移動サービスとして実施する共助による日常生活交通支援事業の認定に関し必要な事項を定めることより、居宅要支援被保険者等その他移動の制約がある者の自立した日常生活を支える移動手段の適正性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共助による日常生活交通支援事業 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）、65歳以上の高齢者及び負傷、疾病、障害その他事由により移動の制約がある者並びにこれらの者の付添人に対し、既存の地域公共交通の利用、食品、日用品等の購買、病院又は診療所における受診その他介護予防に資する活動のための移動手段を提供する事業であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア あらかじめ事業の利用の登録を行った者（以下「利用登録者」という。）を輸送対象とし、毎年度の事業開始時点において利用登録者の半数以上が居宅要支援被保険者等であること。

イ 事業を利用した者から、1乗車につき200円の実費を徴収するものであること。

(2) 地域公共交通 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第1号の地域公共交通をいう。

(認定の対象となる事業)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となる共助による日常生活交通支援事業は、一つの日常生活圏域（介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画として定められた静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（令和5年3月策定）における同条第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）を対象とするものとする。

(認定を受けることができる団体)

第4条 この要綱に基づく認定を受けることができる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する組織であること。

ア 共助による日常生活交通支援事業の対象となる地域（以下「対象地域」という。）をその区域に含む学区連合自治会等（単一又は複数の学区若しくはこれに準ずる地域ごとに、自治会及び町内会により組織された団体をいう。）

イ 対象地域に所在する地区社会福祉協議会

ウ 対象地域に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当であると認める団体

(2) 共助による日常生活交通支援事業を効率的に行うために必要な物的、人的能力を有していること。

(認定の申請)

第5条 共助による日常生活交通支援事業の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、共助による日常生活交通支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 規約、会則その他の団体の事業を証する書類

(2) 運行経路、事務所の位置及び車両の保管場所を記載した位置図

(3) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証をいう。）

(4) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の保管場所を証する書類

(5) 利用登録者名簿

(6) 居宅要支援被保険者等である利用登録者の介護保険証の写し

(7) 運転予定者名簿（様式第2号）

(8) 運行管理票（様式第3号）

(9) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の損害保険等の加入を証する書類（損害保険等に加入していない場合にあつては、誓約書（様式第4号））

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(認定の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、申請に係る共助による日常生活交通支援事業を認定したときは共助による日常生活交通支援事業認定証（様式第5号）を交付し、認定しないときは共助による日常生活交通支援事業不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 前条の規定による認定を受けて共助による日常生活交通支援事業を行うもの(以下「認定事業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運行管理責任者及び代行者を定め、安全な運転のための確認票(様式第7号)及び乗務記録(様式第8号)を整備することにより、運転者の適切な運行管理の実施の確保に努めること。
- (2) 運転者台帳(様式第9号)及び運転者証(様式第10号)を備え運転者を管理すること。
- (3) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両に利用者が見やすいように運転者証を掲示すること。
- (4) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両に、共助による日常生活交通支援事業認定証の写しを備えて置くこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

2 前項第1号の規定による運行管理は、運行管理責任者及び代行者と運転者との対面により実施しなければならない。ただし、対面による確認が困難な場合には、電話等の手段により実施することができる。

(認定を受けた旨の表示)

第8条 認定事業者は、この要綱に基づく認定を受けた旨を、共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両、事務所その他の場所に表示することができる。

(事故又は苦情の処理)

第9条 認定事業者は、共助による日常生活交通支援事業に係る事故又は苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、認定事業者の責任において処理しなければならない。

2 認定事業者は、前項に規定する事故等が発生したときは、速やかに共助による日常生活交通支援事業事故等報告書(様式第11号)により、市長に報告しなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 認定事業者は、共助による日常生活交通支援事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ共助による日常生活交通支援事業認定変更(中止・廃止)承認申請書(様式第12号)に第5条各号に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、共助による日常生活交通支援事業認定変更(中止・廃止)承認通知書(様式第13号)により認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第12条 市長は、認定事業者が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、共助による日常生活交通支援事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が事業を継続していくことが困難と判断したとき。
- (2) 第4条各号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、共助による日常生活交通支援事業認定取消通知書(様式第14号)により認定事業者に通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共助による日常生活交通支援事業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

共助による日常生活交通支援事業認定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

電話

共助による日常生活交通支援事業の認定を受けたいので、静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象とする日常生活圏域

2 運行の目的地

該当の有無	運行の目的地
	駅・バス停（既存の地域公共交通の利用）
	買物施設（食品、日用品等の購買）
	医療機関・クリニック（病院又は診療所における受診）
	介護予防に資する活動等の目的地

3 路線又は区域

起点	主たる経由地	終点	備考

4 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置

5 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の種類及び保管場所

所有者	車両名	ナンバー
位置		保管場所の所有者

6 添付書類

- (1) 規約、会則その他の団体の事業を証する書類
- (2) 運行経路、事務所の位置及び車両の保管場所を記載した位置図
- (3) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の自動車検査証
- (4) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の保管場所の使用を証する書類
- (5) 利用登録者名簿
- (6) 居宅要支援被保険者等（要支援者、要介護者（継続利用者に限る。）及び事業対象者をいう。）である利用登録者の介護保険被保険者証の写し
- (7) 運転予定者名簿（様式第2号）
- (8) 運行管理票（様式第3号）
- (9) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両の損害保険等の加入を証する書類
（当該保険等に加入していない場合にあつては、誓約書（様式第4号））

様式第2号（第5条関係）

運転予定者名簿

	氏名	住所	免許の種類		備考
			区分	種類	
1				種	
2				種	
3				種	
4				種	
5				種	
6				種	
7				種	
8				種	
9				種	
10				種	

(注)

- 1 免許の種類「区分」には、受けている運転免許の大型、普通等を記入すること。
- 2 免許の種類「種類」には、受けている運転免許の1種又は2種を記入すること。
- 3 運転を予定する者の自動車運転免許証の写しを添付すること。

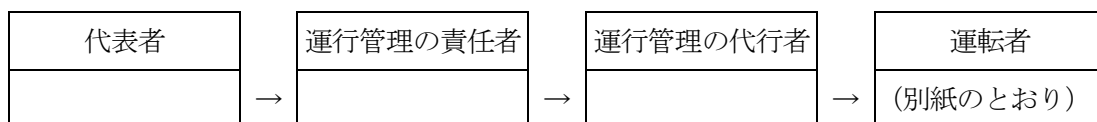
様式第3号（第5条関係）

運行管理票

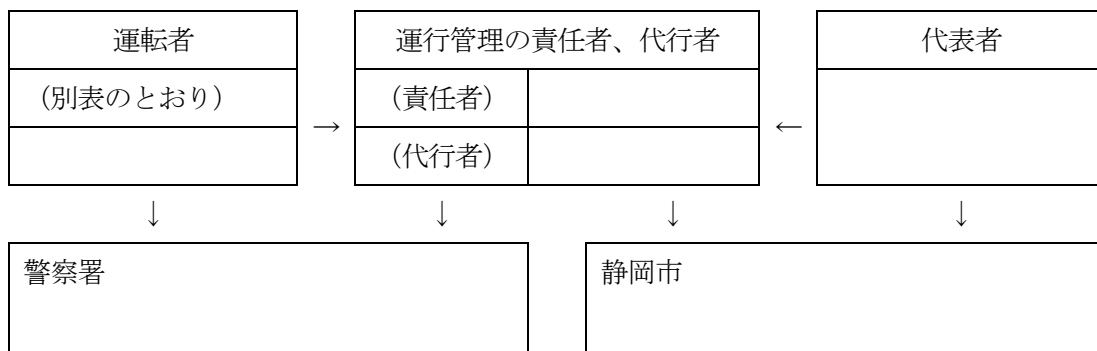
1 運転管理責任者及び代行者就任承諾書及び就任予定者名簿

	氏名	住所	連絡先	備考
責任者			自宅 携帯	
代行者			自宅 携帯	

2 運行管理に係る指揮管理命令系統



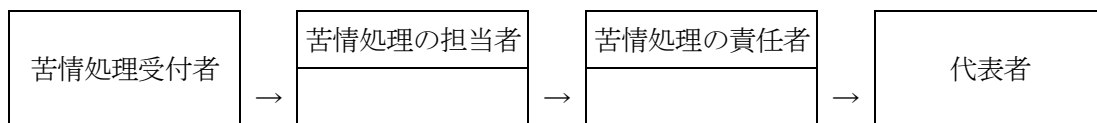
3 事故処理連絡体制



4 苦情処理責任者及び担当者就任承諾書及び就任予定者名簿

	氏名	住所	連絡先	備考
責任者			自宅 携帯	
担当者			自宅 携帯	

5 苦情処理体制



様式第4号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所 在 地

誓約者 名 称

代表者氏名

電 話

共助による日常生活交通支援事業の認定を受けた時は、損害を賠償するために講じる措置として、対人保険（共済）及び対物保険（共済）に速やかに加入することを誓約します。

様式第5号（第6条関係）

共助による日常生活交通支援事業認定証

静岡市長 氏 名 

下記の団体は、静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱第6条の規定による認定を受けて共助による日常生活交通支援事業を実施するものであることを証します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定日
- 3 名称、所在地及び代表者の氏名
- 4 路線又は運送の区域
- 5 遵守事項
 - (1) 運行管理責任者及び代行者を定め、安全な運転のための確認表（様式第7号）及び乗務記録（様式第8号）により、運転者の適切な運行管理の実施の確保に努めること。
 - (2) 運転者台帳（様式第9号）及び運転者証（様式第10号）により運転者を管理すること。
 - (3) 利用者が見やすいよう適切な方法により共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両に運転者証を掲示すること。
 - (4) 共助による日常生活交通支援事業の用に供する車両に、共助による日常生活交通支援事業認定証の写しを備えて置くこと。
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

共助による日常生活交通支援事業認定不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共助による日常生活交通支援事業の認定については、
次の理由により申請を不承認としたので、通知します。

不承認とした理由

様式第7号（第7条関係）

安全な運転のための確認票

年 月 日

番号	運転者 氏名	疾 病	疲 労	飲 酒	その他理由	運行の安全確保 のための指示	確認 時間	確認者	備考
1		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
2		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
3		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
4		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
5		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
6		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
7		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
8		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
9		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				
10		(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)				

様式第8号（第7条関係）

乗務記録

年 月 日

出庫キロ	入庫キロ	乗務した距離

便数	運転者名	開始地点 (時刻)	主な経由地	終了地点 (時刻)	備考
1		(:)		(:)	
2		(:)		(:)	
3		(:)		(:)	
4		(:)		(:)	
5		(:)		(:)	
6		(:)		(:)	
7		(:)		(:)	
8		(:)		(:)	

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

様式第9号（第7条関係）

運転者台帳

作成番号 _____

作成年月日 _____ 年 月 日

氏名	生年月日	共助による日常生活交通支援事業の運転者となった日	その他
住所			

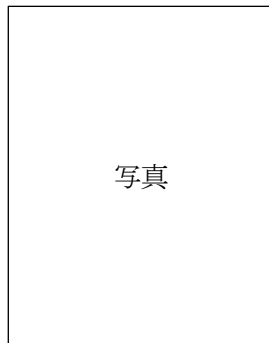
運転免許証	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

年月日	事故歴又は道路交通法違反の状況	適性診断の受診等

健康状態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

様式第10号（第7条関係）

運転者証



作成番号 _____

作成年月日 _____ 年 月 日

共助による日常生活交通支援事業者の名称	
認 定 番 号	
運送に係る日常生活圏域	
運転者の氏名	

代表者の証明印

①

様式第11号（第9条関係）

共助による日常生活交通支援事業事故等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所 在 地

報告者 名 称

代表者氏名

電 話

（報告内容）

（原因究明の結果）

処理担当者：

（改善措置）

処理担当者：

様式第12号（第10条関係）

共助による日常生活交通支援事業認定変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

電話

年 月 日付け 第 号により認定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 認定番号

2 変更（中止・廃止）しようとする事項

変更事項	新	旧	変更理由

3 変更（中止・廃止）予定期日

年 月 日

様式第13号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

共助による日常生活交通支援事業認定変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった共助による日常生活交通支援事業の変更(中止・廃止)については、静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第14号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

共助による日常生活交通支援事業認定取消通知書

年 月 日付けで認定した共助による日常生活交通支援事業は、静岡市共助による日常生活交通支援事業認定要綱第12条第1項の規定により、次のとおり認定を取り消したので、通知します。

1 認定を取り消す理由

2 認定取消日 年 月 日

3 登録証の返却期日 年 月 日まで